

習志野市教育委員会会議録
(平成21年第3回定例会)

- 1 期 日 平成21年3月23日(月)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後1時00分
閉会時刻 午後2時30分
- 2 出席委員 委 員 長 青 木 克 己
委 員 澤 村 洋 子
委 員 栗 原 伸 夫
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 教育総務部長 平 賀 潤
学校教育部長 三 幣 芳 夫
生涯学習部長 加 藤 清 一
学校教育部参事 鶴 岡 智
学校教育部参事 渡 辺 伸 治
学校教育部副参事 諏 訪 晴 信
学校教育部副参事 押 田 俊 介
生涯学習部副参事 鈴 木 善 博
生涯学習部副参事 長谷川 隆
生涯学習部副参事 黒 崎 清
企画管理課長 井 澤 元 行
指導課長 若 崎 光 美
教育総務部主幹 福 山 宗 起
教育総務部主幹 佐々木 重 春
教育総務部・学校教育部主幹 鈴 木 博
学校教育部主幹 高 柳 英 昭
生涯学習部主幹 及 川 隆 志
生涯学習部主幹 星 昌 幸

4 会議内容

委員長が

平成21年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第7号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について諮り、議案第7号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成21年第2回定例会及び第1回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 平成21年度教育費当初予算案について

(企画管理課)

企画管理課長が

本件は、平成20年習志野市教育委員会第12回定例会での議決後、財政課に予算の申入れを行い、市長ヒアリングを経て、平成21年度教育費当初予算案として内示を受けたものを報告するものである。

平成21年度における教育費歳出予算総額は、対前年度比0.7%の増加、一般会計歳出予算額446億円に占める割合は、16.8%の74億9531万9千円を計上させていただき、この予算額は、本市の厳しい財政状況の中、市長の教育に対する期待の表れであるものと受け止めている。

平成21年度教育予算の主な特徴としては、第一に、小学校の英語指導助手の増員と理科教材備品の整備が挙げられる。これは、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から完全実施される新学習指導要領への円滑な移行のため、諸条件の整備に取り組むものである。

第二は、特別支援教育の充実である。学校に配置する介助員を増員するとともに、大久保東小学校に、新たにLD・ADHD等通級指導教室を開設し、学習障害、注意欠陥/多動性障害の見受けられる子どもへの就学指導の充実を図っていく。

第三は、平成28年度までの「学校施設整備計画」に基づく、小中学校及び習志野高校の校舎・体育館などの耐震補強工事、アスベスト対策や老朽化対策の大規模改造工事の実施である。さらに、総合教育センター、給食センター、屋敷公民館、大久保図書館、藤崎青年館、あづまこども会館、暁風館などの教育関連施設の耐震診断を実施する。このほか、放課後児童会の充実として、放課後児童会指導員の増員を図っていく、と概要を報告

委員が

平成21年度予算における財政課の予算編成方針は、と質問

企画管理課長が

今年度までの財源配当方式から財政課による一件査定方式へと大きく予算編成方法が変更となり、経常的経費の削減と事業実施年度の精査を行った、と回答

委員が

要求額に対する査定結果は、と質問

企画管理課長が

要求額に対し、94.2%の査定結果であった、と回答

委員が

昨年実施された事業仕分けは影響しているのか、と質問

企画管理課長が

事業仕分けの結果については、十分整理・検討した上で、予算案へ反映されたと考えている、と回答

委員が

英語指導助手は何人増員するのか、と質問

指導課長が

今まで英語指導助手は9人であったが、来年度からは2人増員し、11人となる、と回答

委員が

英語指導助手の授業1コマあたりの報酬は、と質問

指導課長が

英語指導助手は年間197日の派遣委託契約となっており、1コマあたりで報酬を支払うわけではない。

なお、派遣委託契約額は、小学校専属ALT4人で年間約1千4百万円を見込んでいる、と回答

委員が

全国一斉に小学校5・6年に外国語活動が実施されることとなり、どの自治体も英語指導助手の確保に動いていると思うが、本市の報酬額が低いと優秀な英語指導助手が他市に集まり、本市の英語教育が低下してしまうのではないかと懸念している。近隣他市と比較して遜色ない報酬なのか、と質問

指導課長が
他市に遜色ない金額を予算に計上している、と回答

委員が
理科備品の整備にさらなる予算の増額をお願いしたい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

議案第 8 号 学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

(学校教育課)

学校教育部副参事が
学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴い、習志野市立高等学校管理規則及び習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正しようとするものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 8 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 9 号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

学校教育部副参事が
学校保健法及び統計法の改正等に伴い、所要改正を行い、併せて、文言の整理をしようとするものである、と概要を説明

委員が
免許状更新講習受講に係る服務上の位置付けはどのようになっているのか、と質問

学校教育部副参事が
免許状更新講習は基本的に長期休業期間や土日に開講される。長期休業中の受講は、職務専念義務免除の対象となる、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第 9 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第10号 習志野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
(学校教育課)

学校教育部副参事が

県費負担職員の自己啓発等休業の手続きと届出、様式等を定め、また、幼稚園教員の研修手続事項を追加するものである、と概要を説明

委員が

自己啓発休業に該当する教員は何名いるのか、と質問

学校教育部副参事が

今年、県内で初めて本市の教員が1名取得し、青年海外協力隊で活動している、と回答

委員が

もっと制度を活用していただきたい、と要望

学校教育部副参事が

平成21年度は、さらにもう1名青年海外協力隊への派遣が決まっている、と回答

委員が

研修報告書の書式は、今までもこの書式であったのか、と質問

学校教育部副参事が

そうである、と回答

委員が

研修計画書を厳密に審査し、研修に該当するかどうかを判断することは、校長の能力を発揮する場であるが、自宅での研修は承認されていないはずである。厳密な審査をお願いしたい、と要望

学校教育部副参事が

校長が研修報告書のみで判断できない場合は、資料を添付することとなっている。
なお、小・中・高等学校において、自宅等での研修は承認されていない、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第10号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第11号 習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について

(学校教育課)

学校教育部副参事が

学校保健法の一部改正に伴い、所要の改正をするものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第11号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第12号 習志野市学校運営協議会を置く学校の指定について

(指導課)

指導課長が

習志野市学校運営協議会を置く学校について、平成18年10月に習志野市立秋津小学校を指定したが、3月31日をもって指定期間が終了することに伴い、同校を再指定しようとするものである。2月19日に同校から、校長、保護者、地域住民が学校運営協議会の継続を望んでいること、学校運営協議会の委員が、学校運営や教育活動の推進に寄与していること、年3回の学校運営協議会における協議、学校評価などを通して、保護者や地域の方々の意見を把握し、検討を重ねながら学校運営に還元させていることから、指定の継続を希望したい旨の上申書が市教育委員会に提出された。この上申書を受け、市教育委員会としては、地域住民と一体となって学校運営の改善及び児童の健全育成に努めていたこと、学校運営協議会において、積極的に学校運営に関する要望・意見を述べるとともに、学校運営に協力的であったことなど、子ども達の健全育成という視点に立った教育活動の推進に寄与していることを考慮し、再指定することとなった。この再指定については、事前に県教育委員会との協議が必要となっているが、3月17日に同意する旨の回答があった。

以上により、学校運営協議会を置く学校として、秋津小学校を再指定しようとするものである。

なお指定期間は、習志野市学校運営協議会規則第3条第3項に基づき、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間である、と概要を説明

委員が

各校の教諭や保護者がこの内容を知る機会があるのか、と質問

指導課長が

学校運営協議会とその下部組織であるパートナー会議の構成員には、保護者や学校教職員も含まれている。また、両組織の活動状況については、学校だより等で保護者にお知らせしている、と回答

委員が

他校から学校運営協議会の指定希望はないのか、質問

指導課長が

現在のところないが、他校では学校評議員制度を採用しており、学校評議員の意見を取り入れながら開かれた学校づくりに努めている、と回答

委員が

学校評議員と学校運営協議会の違いは、と質問

学校教育部長が

学校運営協議会は、市教育委員会が任命した委員で組織が編成され、教育課程の編成、学校経営計画、予算執行等の当該指定学校の作成した基本方針を承認する権限を有し、学校運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

一方、学校評議員は、校長の職務を適確に実施させるため、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる権限のみを有している、と回答

委員が

学校運営協議会を設置するよう地域に働きかける必要があるのではないか、と質問

学校教育部長が

学校運営協議会は地域の要望と校長の意思が合致しないと設置できるものではない。現時点で合致している学校は、地域と学校とが連携・協力し合ってきた歴史がある秋津小学校のみである、と回答

委員が

教育委員会と学校長の権限と責任のもと、教育課程編成権や予算執行にまで協議会の承認を必要としており、公教育が左右されてしまう危険性もある制度である。しかし、秋津小学校の場合は、学校と地域の協力関係が長年築かれてきたという経緯から学校運営協議会を設置した。秋津小学校において成果を挙げていただき、他校にも広がっていくよう努力をお願いしたい、と要望

学校教育部長が

習志野市学校評議員規則第14条第1項第2号及び第3号に、協議会としての合意形成が行えないと判断した場合や学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、学校の指定を取り消さなければならないと規定されている。

また、学校運営協議会には、校長、教頭、教務主任、指導課長、青少年課長等が学校運営協議会委員として参加し、活動状況の報告を受けたが、委員の心配されている部分については、問題ないと判断している、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成21年4月22日(水)午後3時に決定された。

<議案第7号は非公開>

議案第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
(企画管理課)

企画管理課長が
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について概要を説明

質疑の後、委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第7号は原案どおり可決された。

委員長が
平成21年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言